

様式第八（第六十条関係）

破砕業 許可 申請書
許可の更新

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

盛岡市長 様

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 68 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

事業の範囲		
事業所の名称及び所在地		
名 称		
所在地	(郵便番号)	
	電話番号	
事業の用に供する施設の概要		
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）

破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		
役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏 名	住 所	

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数又は出資の金額

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	

解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- △印の欄は、記入しないこと。
 - ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

誓 約 書

申請者（届出者）は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

申請者（届出者）
住所（所在地）

氏 名
(法人にあつては名称及び代表者名)

盛岡市長 様

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第62条第1項第2号イからヌの概要

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、一定の期間を経ない者
- ハ 自動車リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法その他の法律に違反して罰金の刑に処せられ、一定の期間を経ない者
- ニ 解体業（破砕業）の許可、廃棄物処理法等に基づく許可を取り消され、一定の期間を経ない者（法人の場合は、その役員も含む。）
- ホ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者
- ヘ 暴力団員又は暴力団員であった者で一定の期間を経ない者
- ト 未成年者の場合、その法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人の場合で、その役員又は契約締結権限のある使用人等がイからへまでのいずれかに該当するもの
- リ 暴力団員（暴力団員であった者で一定の期間を経ない者を含む。）によって事業活動が支配されている法人
- ヌ 個人の場合で、契約締結権限のある使用人等がイからへまでのいずれかに該当するもの

注) 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、これらに準ずる者をいい、いかなる名称であるかに関係なく、法人に対しこれらの者と同等以上の支配力を有する者を含む。

別記様式第5号 事業計画書及び収支見積書（破碎業者用）

年 月 日作成

1－1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

業務時間	:	～	:	従業員数	人
休業日					

1－2. 解体自動車等の引取実績及び計画

年度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)	許可取得後の年 間引取計画
引取台数	台	台	台	台
主な引取先				

1－3. 破碎実績

年度	年度実績 (3年前)	年度実績 (2年前)	年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台／日	台／日	台／日

※平均処理実績＝年間処理実績÷年間稼働日数

1－4. 破碎能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台／日	日	台

1－5. 保管の状況

解体自動車		A S R	
保管量の上限	台 (m ³)	保管量の上限	m ³
現在保管量	台 (m ³)	現在保管量	m ³

1－6．年間収支見積書

項 目		前年度 (決算月 月)		今年度の見込み (決算月 月)	
		年度 (千円)	(1台 当) (円)	年度 (千円)	(1台 当) (円)
売上高（全体）	ア（総売上収入）				
売上原価	イ（解体自動車等購入 費）				
その他の経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ＝ア－イ－ウ				
営業外損益	カ（主に支払利息 （注））				
経常利益	キ＝オ＋カ				
解体自動車等年間引取台数		台		台	
解体自動車等年間処理台数		台		台	

（参考）

	前年度末	現在
負債総額（年度末残高）	千円	千円

（注） 1 自動車破碎業のほかに、他の事業（産業廃棄物処分業等）を兼業している場合は、それらの事業を含めた全体の収支見積額で差し支えない。

2 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

3 使用済自動車等購入費は、購入費をプラス、引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。

4 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合は、マイナスで計上すること。

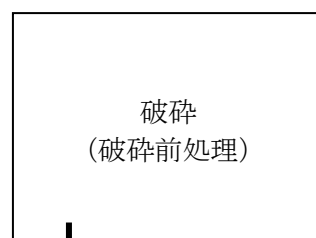
別記様式第9号 処理工程図(破碎業)

(使用済自動車等のフロー)

※このフローに書ききれない場合は別紙に記入してください。

受入先	業者名	業種	使用済自動車等の種類	受入量(台/月)

※ 受入先の業種は、解体業者、破碎前処理業者等と記載し、それ以外の場合は具体的に記載してください。



処理施設の種類	処理能力t/日(稼働時間)	メーカー・型式
破碎施設		
圧縮施設		
切断施設		

委託先	委託・売却先業者名	委託・売却の別	使用済自動車等、シュレッターダスト等の種類	委託・売却量(t・台/月)

別記様式第 1 1 号

施設概要書(破砕業)

使用済自動車等 保管場所	区 分	処理前		処理後(破砕前処理の場合)			
	囲 い の 構 造						
	保 管 面 積	m ²		m ²			
	保 管 台 数	台		台			
	床 面 材 質						
	排 水 溝 の 構 造						
	油 水 分 離 槽 へ の 接 続						
破砕(前処理)施設	処理施設の構造						
	処 理 方 式	①圧 縮 ②切 断 ③破 砕					
	処 理 能 力	() t／日、稼働時間 () 時 間					
	排 水 溝 の 構 造						
	油 水 分 離 槽 へ の 接 続						
	飛散・流出及び騒 音 ・ 振 動 対 策						
	建 屋 の 構 造						
	床 面 材 質						
自動車破砕残さ の保管施設	建 屋 の 構 造						
	床 面 材 質						
	保 管 量	m ³					
	側壁の材質及び 構 造						
事業場の排水処 理施設等	開 渠 の 構 造						
	油 水 分 離 槽	材質					
		構造	() m ³ × () 槽	設置 基数	基		
フロン回収装置 の構造			エアバッグ回収の方法				
その他参考とな る事項							

盛岡市収入証紙貼付欄

破砕業 新規：８４，０００円
 更新：７７，０００円

- ※ はがれないように、枠の中にしっかりと糊付けしてください。
- ※ 既納の手数料は還付できませんのでご注意ください。